

介護福祉士修学資金等貸付事業

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業のご案内

「介護福祉士実務者研修受講資金（実務者研修受講資金貸付事業）」は、介護福祉士国家試験を実務経験ルートで受験する場合に必須要件となった、実務者研修を受講する方に、その受講に必要な資金をお貸しする制度です。

介護福祉士資格取得し登録後に、神奈川県内で介護等の業務に2年間[※]継続して従事された場合は、申請により貸付金の返還が免除となります。

※ここでいう2年間とは、介護福祉士として730日在籍し、うち360日以上[※]の従事または週20時間以上の従事となります。

＜貸付要件等＞ 次の①～④の要件をすべて満たす人で、かつ申請受付期間内であること

- ① 実務者研修施設に在学中である（実務者研修をすでに修了した方は対象となりません）
- ② 介護福祉士資格登録後、神奈川県内で「介護等の業務」*に従事する意思がある
- ③ 貸付申請年度に実務者研修を修了し、当該年度の介護福祉士国家試験を受験する方
- ④ 65歳までに実務者研修を修了見込みの方

※令和4年度申請分については、令和5年（2023年）1月実施の介護福祉士国家試験の受験要件を満たす期間までに研修を修了し、同国家試験を受験する方が対象となります。

※「介護等の業務」については、添付資料『別表1【返還猶予または返還免除対象の「介護等の業務」に該当する施設および職種について】』を参照ください。

＜申請受付期間＞ 実務者研修の在学期間中 郵送にて提出してください

※申請時において、既に実務者研修を修了した方は申請できませんのでご注意ください。

在学期間とは、自宅学習を含めた実務者研修（合格対策講座等は除く）の受講開始日から実際の修了日までをいいます。

＜貸付額＞ 200,000円以内 一人 1回限り（無利子）

実務者研修費用（授業料、教材費）の他、参考図書・交通費、国家試験の受験料 等

※連帯保証人について

・本貸付には必ず連帯保証人が必要となります。

日本国内に居住し（外国籍の方は在留資格が永住者であること）、

貸付申請時に20歳以上、80歳以下で、原則独立の生計を営むなど安定した収入がある方（同一生計で他に収入がある方を連帯保証人に立てる場合は、年収84万円以上の方）

※留意事項

・申請者は、他の申請者の連帯保証人となることはできません。

・連帯保証人は、自身が借受人となることはできません。また、複数の連帯保証人となることはできません。

◆実務者研修受講資金貸付申請手続きの主な流れ

申請書類の準備

申請に必要な書類を準備してください。
留意事項に注意して書類を記入してください。
既に実務者研修を修了した方は申請できません

- ◆消えるボールペン（フリクション等）やゴム印（シャチハタ印など）は使用しないでください。
- ◆留意事項が守られていないものや書類が揃っていないものは、受付できません。

<申込手続きに必要な書類>

書類名	留意事項
① 貸付申請書（様式 1）	別添の記入見本を参考に記入してください 連帯保証人様の欄は、全て連帯保証人様にて記入してください 申請者と連帯保証人は別々の印鑑を使用ください 住所、氏名は住民票と同様の記載内容を記入してください
② 業務従事期間証明書 （様式 7）	発行から 3 か月以内のもの
③ 実務者研修施設の在学証明書	実務者研修施設発行のもの（目安として発行日から 6 か月以内のもの）
④ 3 か月以内の住民票 （申請者と連帯保証人）	申請者および連帯保証人の 2 名分（申請者と連帯保証人が、同一の住民票に記載されている場合は 1 通で可） 発行から 3 か月以内のもの マイナンバーの記載のないもの ※外国籍の場合、国籍、在留資格、在留期間が明記されているもの
⑤ 個人情報の取扱いについての同意書（様式 8）	申請者・連帯保証人の署名、捺印が必要となります
⑥ 申請書提出チェックリスト	提出前に必ずチェックください

★①～⑥のほか、貸付審査に必要な書類の提出をお願いする場合があります。
また、貸付申請書類の返却は致しません。

貸付申請書提出 （受講中に 郵送にて提出）

実務者研修在学期間中に、郵送にて、申請書類を提出してください。
⇒在学期間とは、在学証明書記載の受講開始日から実際の研修修了日までをいいます。
※研修修了後に申請書を提出した場合は、申請受付できません。

貸付審査開始

申請書類が全て揃いましたら、審査を開始します。
審査の結果により、お貸付できない場合もあります。
（審査内容等についてはお答えできません）

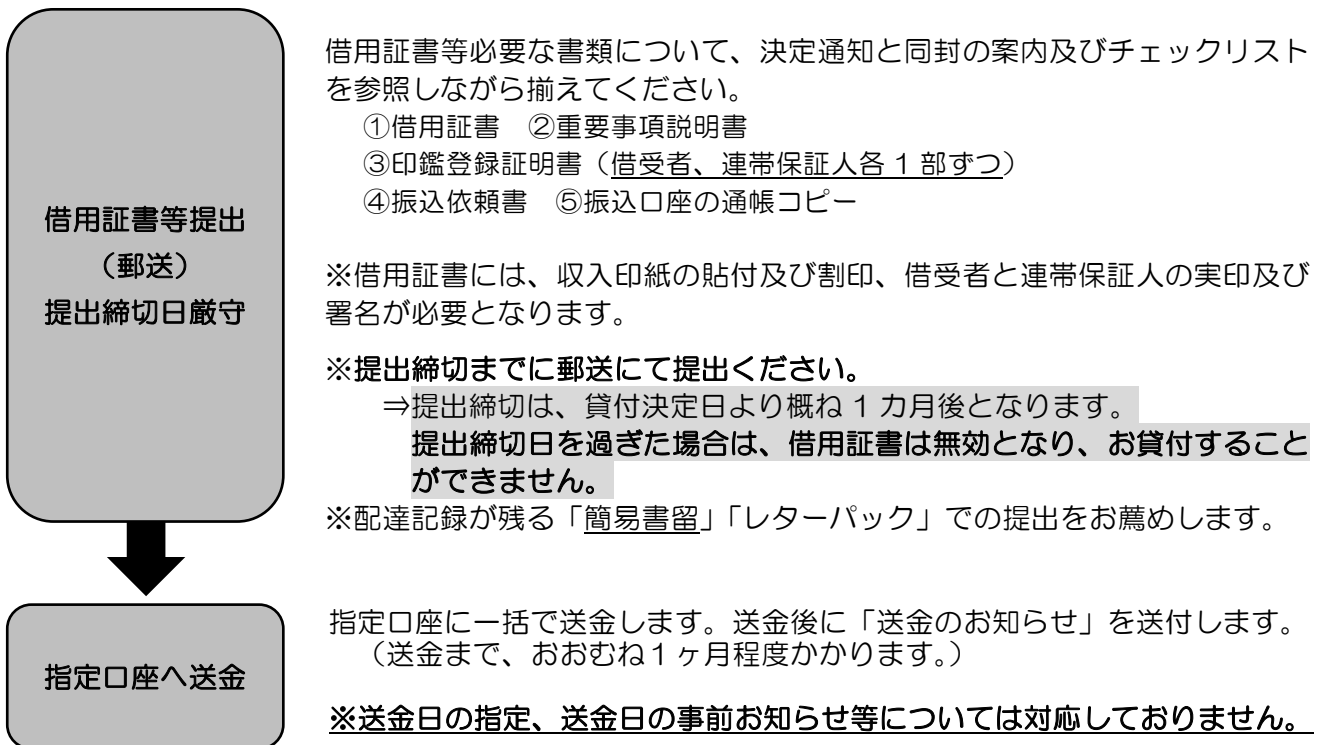
貸付決定通知

決定通知を郵便にて、申請者および連帯保証人へ送付します。
決定まで、おおむね 2 ヶ月程度かかりますので、通知が届くまでお待ちください。

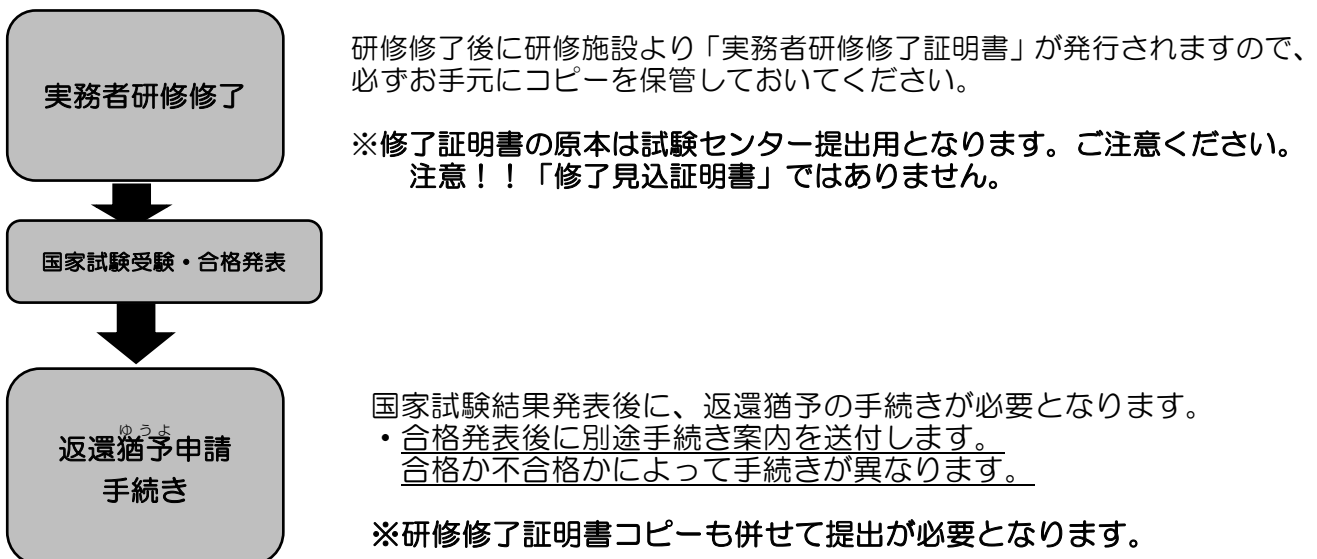
◆実務者研修受講資金貸付決定後の主な流れ

貸付が決定された方へは、貸付決定通知書とその後のお手続きに必要な書類を送付します。

⇒詳細については、貸付決定後に送付する「実務者研修受講資金の手引き」をお読みください。



◆実務者研修修了後から国家試験受験までのお手続きについて



実務者研修修了証明書が発行されたら、必ずコピーを保管しておいてください。(原本は試験センターへ提出してください)

＜申請に必要な書類＞ 詳細は2ページをご覧ください。

- ①貸付申請書（様式 1）
- ②業務従事期間証明書（様式 7）
- ③実務者研修施設の在学証明書
- ④個人情報の取扱いについての同意書（様式 8）
- ⑤3 か月以内の住民票（申請者と連帯保証人）
- ⑥申請書提出チェックリスト

＜貸付金の返還免除について＞

以下のすべてを満たした場合に、返還免除の申請ができます。

- ①実務者研修を修了し、
- ②介護福祉士の国家試験に合格し、合格後 1 年以内に介護福祉士登録をしたうえで、
- ③県内の対象施設等で「介護等の業務」◆注に 2 年間継続して従事した場合
→この2年間とは、730 日在籍し、うち 360 日以上（月平均 15 日以上）の従事または週 20 時間以上従事となります。）

※返還免除となるためには、返還免除申請書類での申請および審査が必要となります。

※介護福祉士の国家試験に合格しなかった場合は、研修終了年度の受験から、その翌々年度までの受験まで、貸付金返還の猶予期間とすることが可能です。

※研修修了後から返還免除までのお手続きが滞った場合、貸付金の全額返還となる場合があります。

◆注 返還免除対象の「介護等の業務」とは・・・

添付資料『別表 1【返還猶予または返還免除対象の「介護等の業務」に該当する施設および職種について】』をご覧ください。

※次の業務は返還免除の対象外業務となります。

サービス提供責任者・管理者などの管理業務、相談業務、事務員、職業指導員など、主たる業務が介護業務でないものは、免除対象外業務です。

※これは「貸付金」です※

実務者研修修了年度を含め 3 年度以内に介護福祉士試験に合格しなかった場合、また介護福祉士として継続して 2 年間介護等の業務に従事しなかったときは、お貸付けした資金を返還いただきます。貸付利子は無利子ですが、貸付申請時に返還となった場合の方法を定めることとなっており（最長 10 回以内）、その期限を過ぎた場合は年 3%の延滞利子が元金に対して発生します。

実施主体・問い合わせ先

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（福祉人材センター）

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 13F

TEL : 045-312-4816

受付時間：月～金（祝祭日除く）9：00～12：00、13：00～17：00